



基安安発 1114 第 1 号
平成 25 年 11 月 14 日

一般社団法人全国建設業協会専務理事 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

建設業における労働災害防止対策の強化について（要請）

日頃より安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における労働災害の発生状況につきましては、死亡災害は長期的に減少を続け平成 23 年には過去最少の 342 人となったものの、翌平成 24 年は前年比 7.3%増の 367 人となりました。平成 25 年に入ってから前年を下回って推移しており、9 月末現在の速報値では前年同期比 -15.9%となっています。これは貴協会をはじめとする関係各位の努力の結果であり、敬意を表する次第ですが、一方で、休業 4 日以上之死傷災害は、平成 22 年までは長期的に減少したものの、その後は平成 23 年及び平成 24 年と 2 年連続して増加し、平成 25 年 10 月末現在の速報値では前年比 -0.3%の 12,745 人と、前年とほぼ同じとなっており、このままでは 3 年連続の増加となりかねない状況にあります。

建設業を取り巻く環境を見ますと、公共工事の受注工事額は本年 8 月時点で前年同期比 7 ヶ月連続の増加、新設住宅着工戸数は本年 9 月時点で前年同期比 13 ヶ月連続の増加となっており、平成 25 年度の建設投資は前年度より 11%増加して 50 兆円に迫る見通しですが、工事の増加がそのまま災害の増加につながることは避けなければなりません。

休業 4 日以上之死傷災害の内訳を見ますと、墜落・転落が 34.9%を占め、次いで、はさまれ・巻き込まれが 11.1%、飛来・落下が 10.5%、切れ・こすれが 9.6%、転倒が 9.5%となっており、これら多発している災害の事故の型に応じた対策の強化が必要と考えられます。

つきましては、建設業労働災害防止協会が、本年 12 月 1 日から来年 1 月 15 日までの間、年末年始労働災害防止強調期間を展開しますが、この機会に合わせて貴協会におかれても次の事項に留意の上、労働災害防止対策の強化に取り組んでくださいますようお願いいたします。

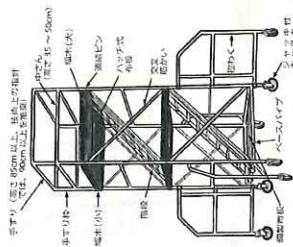
記

- 1 高さ 2 メートル以上の箇所での作業時の手すり等の措置を講じた作業床の設置の徹底及び作業床を設けることが困難な場合の安全帯の使用の徹底
- 2 はしご使用時の上部及び脚部の固定等の転位防止の徹底及び昇降時の親綱又は安全ブロック及び安全帯の使用の勧奨

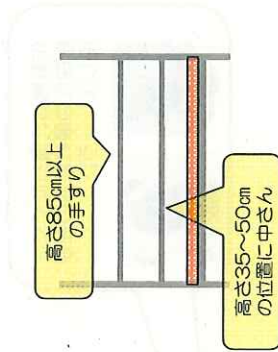
- 3 車両系建設機械に接触するおそれのある場所や移動式クレーンの作業半径内への立入禁止の徹底
- 4 足場におけるメッシュシート、幅木等の飛来落下防止措置の徹底
- 5 木材加工作業における携帯用丸のこ盤の使用作業従事者への安全教育を通じた歯の接触予防装置等の使用の徹底及び手工具の安全な使用の徹底
- 6 凍結等により滑りやすい作業床、路面等で作業する場合の耐滑性、屈曲性に優れた作業靴の勧奨

建設関係団体にお問い合わせする事項

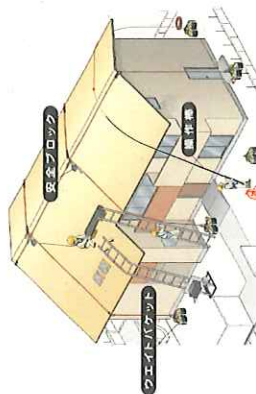
1 高さ2メートル以上の箇所での作業時の手すり等の措置を講じた作業床の設置の徹底及び作業床を設けることが困難な場合の安全帯の使用の徹底



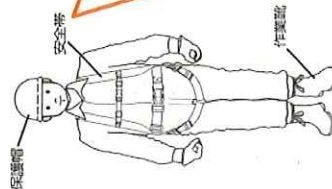
ローリングタワーの場合



単管足場の場合の手すり等



屋根、建物からの墜落防止工法
〔地上からの親綱設置先行工法〕



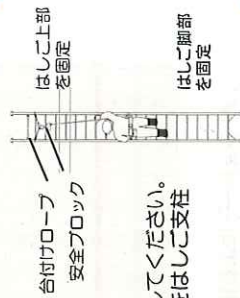
安全帯は、作業床がない等墜落のおそれがある高さ2m以上の高所作業を行う場合は、必ず使用しましょう。
特に、墜落災害の危険性の高い作業や墜落時に救出に時間がかかる場所での作業の場合は、墜落時の衝撃を少なくするハーネス型安全帯を使用しましょう。



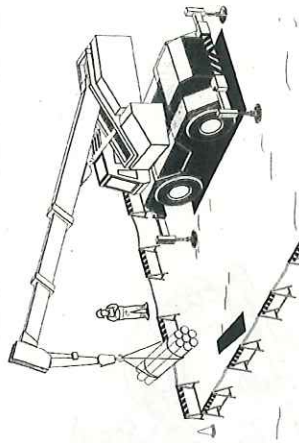
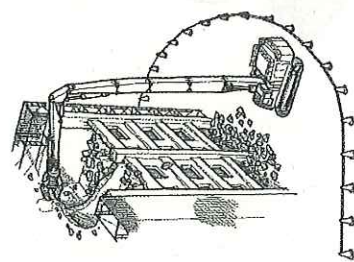
2 はしご使用時の上部及び脚部の固定等の転位防止の徹底及び昇降時の親綱又は安全ブロック及び安全帯の使用の勧奨

はしごの使用方法的ポイント

- ① はしご上部及びはしご脚部を固定等してください。
- ② 設置場所は安定した水平な場所にしてください。
- ③ 変形したはしごは使わないでください。
- ④ はしごのたてかけ角度は約75度にしてください。
- ⑤ はしごの先端の突出し度さは、屋根軒先より60cm以上としてください。
- ⑥ 安全ブロックをはしごに取り付け、はしご支柱に取り付け、それに安全ブロックを取り付けてください。



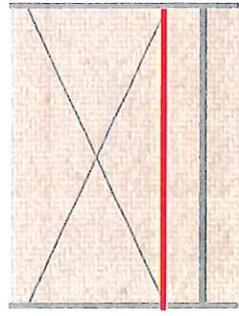
3 車両系建設機械に接触するおそれのある場所や移動式クレーンの作業半径内への立入禁止の徹底



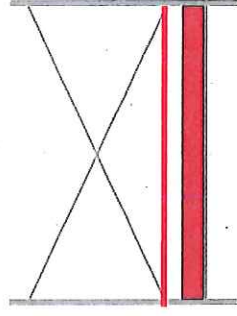
移動式クレーンによる荷のつり上げの際の措置の例

特定解体用機械であるコンクリート大割圧碎機による解体時の措置の例

4 足場におけるメッシュシート、幅木等の飛来落下防止措置の徹底

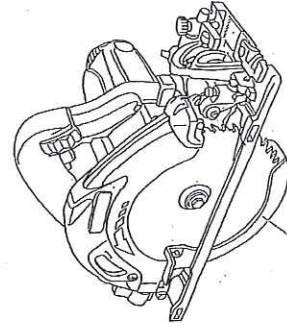


メッシュシートによる措置



幅木による措置

5 木材加工作業における携帯用丸のこ盤の使用作業従事者への安全教育を通じた歯の接触予防装置等の使用の徹底及び手工具の安全な使用の徹底



安全カバー：開口角 45 度以内

6 凍結等により滑りやすい作業床、路面等で作業する場合の耐滑性、屈曲性に優れた作業靴の勧奨

